

平成28年3月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成28年3月4日（金）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成28年第1回（3月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成28年3月4日
午 前 10時 00分
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第22号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について
日程第2 議案第23号 太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について
日程第3 議案第38号 太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第39号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第40号 太宰府市ひとり親家庭等の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第41号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第42号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第43号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
日程第9 議案第44号 平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第10 議案第45号 平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第11 議案第46号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	藤 井 雅 之 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	笠 利 毅 議員
〃	木 村 彰 人 議員	〃	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

地域健康部長	友 田 浩	市民福祉部長	中 島 俊 二
地域づくり課長	藤 田 彰	市民課長	行 武 佐 江
人権政策課長	福 嶋 浩	福祉課長	阿 部 宏 亮
元気づくり課長	井 浦 真須己	保育児童課長	中 島 康 秀
文化学習課長	木 村 幸代志	介護保険課長	平 田 良 富
スポーツ課長	大 塚 源之進	国保年金課長	高 原 清
生活環境課長	田 中 縁		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長 今 泉 憲 治

議事課長 花 田 善 祐

書 記 力 丸 克 弥

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第22号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について

日程第2 議案第23号 太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第22号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」、及び日程第2、議案第23号「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について」を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 議案第22号及び議案第23号につきまして、一括してご説明いたします。

昨年12月の平成27年第4回定例会におきまして、指定管理料の債務負担の議決をいただきまして、12月17日に募集要項、12月22日に仕様書を公開をして、年明け1月6日に現地におきまして、説明会及び施設見学会を実施したところ、2月1日の書類等の提出期限までにつきまして、2社から応募がありました。

この2社からの応募に基づき、指定管理者候補者選定委員会におきまして書類審査、面接審査を経て、シンコースポーツ、西鉄BM、A S I C Sグループ、いわゆるシンコースポーツ株式会社、西鉄ビルマネジメント株式会社、アシックスジャパン株式会社の3社のJVがふさわしいという結果が出ましたので、同グループを太宰府市立太宰府史跡水辺公園及び太宰府市総合体育館の指定管理者として指定することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

指定期間につきましては、太宰府市立太宰府史跡水辺公園は平成28年4月1日から5年間、太宰府市総合体育館につきましては、平成28年11月1日から4年5ヵ月間であります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第22号について質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） スポーツ課から配付された資料が選考の基準だとは思いますが、その要点をかいつままで教えていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 私が指定管理者候補者選定委員会の副委員長をしておりますので、その点についてご説明を申し上げます。

今、お手元に資料をお配りしている分があるかと思いますが、大分類、中分類ということで評価項目に基づきまして、それぞれで審査を行っております。その中で一番自主事業計画の内容について、プレゼンテーションの中でいろいろ質問をさせていただいております。

やはりJ Vの強みといいますか、それぞれ得意分野の強みがありますので、こちらに書いてあります企業につきましては、そういう自主事業の運営の強みがあるというところ、これまでの実績がある業者さんでもありますので、実績を基にこれからの改善策、また利用者拡大についての様々なご提案をいただきましたので、選定委員会の中では、こちらのほうがふさわしいのではないかと採点結果になったところでございます。以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 自主事業が特に秀でていたということかと思うのですが、具体的にどのような点かなど。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 様々な協力団体から指定管理者として受託を受けた場合については、協力をいただきたいという、いわゆる関心表明書という正式な書類を提案書の中にも具体的に添付して確約といいますか、これからの協力体制が、すでに取りれているという段階の提案もいただいております。その中での特長というのがあるかなというところですよ。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） もうちょっとですね、具体的な内容を聞きたいのですが、プロポーザルということで、自主事業ですね、関係グループと協力がとれているというのはわかりますけど、具体的に提案があったのかなど、具体的にこういう事業をやっていくというところでのプロポーザル、そこら辺がなければあれなんですけど、あればですね、もうちょっと具体的にどういう自主事業をされるのかをご説明いただくとイメージが湧くんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 先ほど言いました、関心表明の分につきましてはですね、今きているところでいいですよ、プロバスケットボールリーグとかですね、日本ハンドボール協会、それとかホークスジュニアアカデミー、そういう各種分野、一つの分野ではない、そういう業界から提案をいただいておりますし、ASICSということもございますので、いわゆる陸上という部分というのもございますので、体育館とそれ以外、体育館を絡めたところの陸上に関する、そういう事業提案もいただいているというところで、これからの展開が望めるのではないかと判断

をしております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今の説明で大体わかったんですけども、ちょっと私が心配するのが、平日日中そこら辺がですね、どういうふうなお客さんをお呼び込むのかというのが重要になってくると思うんですけども、今の説明では、今現にスポーツをやっている、どちらかというと若い方というのを対象にした提案だと思うんですけども、それこそ日々の健康増進という形で中高年のですね、そういう方たちを対象にした具体的な提案というのが、非常に欲しかったんですけども、そういう提案はなかったのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 平日の日中の分につきましては、基本的に公的利用が主というような形になりますけれども、やはり同じような内容、市が考えているような内容もご提案いただきますので、今後市から指定管理者の考えた事業に切り替えるというのは、今後の打ち合わせになると思いますけれども、そういう健康づくりの分についても当然提案はいただいております。

ただ、市が考えている内容と重なる部分もございますので、今後の調整かなと思います。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員、ちょっといいですか。

今、22号の水辺公園のほうの質疑なんですけれども、23号のほうでしていただけたら非常に助かるんですけども。

（木村彰人委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小島真由美委員） 先に22号のほうで質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 水辺公園ですね、すみません。ちょっと22、23という形で一緒に聞いてました。すみません。

22号ですけども、指定管理者、両方とも同一の指定管理者なんですけれども、それぞれの施設に長が置かれるのか聞きたいんですけども、水辺公園にも長を置かれるのか。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 施設長については、それぞれという仕様書で提案をしております。そして、その通りの提案が出されております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 指定管理になりますけども、今プールにいらっしゃるの職員さんは今後どうなるのでしょうか。

そのまま継続してそこで働く形になるのか、そこら辺を教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 雇用につきましては、できるだけ地元の方を採用していただきたいというお話はしております。ただ、今の方が、それから継続雇用されるかという話は、それぞれ企

業間の話にもなてきますので、できれば、そういう雇用をお願いしたいというお話はしております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今、陶山委員の質問の関連ですけども、プールの指定管理が昨年財団に移って、それで今回、また28年の4月から変わるということなんですけども、それに指定管理が変わることにに関して財団側との何かこう、違約金とまでは言いませんけども、そういった部分の対応というのは、何か今回発生するのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 財政的な違約金等は発生しておりません。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） それに合わせて、例えば備品の引継ぎですとか、そういった部分ですね、財団が指定管理の期間を見越して、何か購入していたものがあって、それはきちんと対応してほしいと、そういった所まで含んで、ないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） その件につきましては、現在リースをしている部分とかもございまして、それについては、今度引き継がれるシンコーさんのほうに、そのまま引き継ぎをお願いしたいということで要望をしております。それに向けて、今現在調整を図っているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第23号について質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 経費の部分でお伺いしたいんですけども、指定管理料が平成28年度、9,509万5,000円上がっていると思うんですけども、一番気になるのが、どのような形で経費を節減できるのかというところが、非常に気になる場所なんですけども、指定管理料として9,509万5,000円を指定管理者のほうに渡すという形になりますと、どういう形で経費が削減されて市のほうにメリットがあるのかというのが、なかなか考えにくい、理解しにくいところなんですけども、そこら辺の仕組みについて教えていただきたいのですが。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 経費につきましては1年目が水辺公園が1年間ですけども、体育館につきましては、11月からということで月数が違います。それで、2年目以降からフル12カ月ということになります。当然、経費節減ということで光熱水費の節減ということを業者さんもされて、自主事業収入を上げて、当然、市の指定管理料をできるだけ下げる努力をしていただきたいということでお話しはさせていただいておりますので、今後、予算よりもかなり低いところで

行けそうな感じでございますけれども、また業者さんと詰めて、なお節減に向けて対策を練っていきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） そうしたら指定管理料の見直しというのは、これから先、5年間の中で出てくるような形になるんでしょうね。とりあえず初年度は実績がありませんので、指定管理料は想定というところで、決めてらっしゃると思うんですけども、これから運営するにあたって、そんなに指定管理で経費がかからないということであれば、2年目、3年目、4年目、5年目、そこを見直したところで指定管理料は下がってくるのかどうかお聞きしたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 実績に基づきまして金額的な部分もあるかとは思いますが、債務負担を取っておりますので、あとは決算等で推移を見るということで、とりあえずは5年間、債務負担をとっていますので、後は予算の実績、決算額で見ていただくということになるかと思えます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 指定管理者を選ぶにあたってですね、先ほどの説明だと、あちら側と言いますか、応募された側から、どのような提案があった、かくかくしかじかの提案があったので、それを採用したということでしたけれども、まあ、複合施設と言われていたものと現総合体育館と水辺公園の一体的利用ということで、市が特に指定管理に応募するグループに、ここは留意してやって欲しいと注文をつけたというようなことは、特筆すべきところがあれば教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 一体的利用ということになりますので、特に夏の期間につきましては屋外プールの利用が1年間のほぼ中心をプールの占めてまいります。それで駐車場等もかなり台数を使うというのが実情でございますので、そういう、ある意味制限が、体育館の利用というところでは制約が出てきますというところと、まあ過去からも申し上げておりましたように、かなり公的利用計画をこちらで立てさせていただいたところで、自主事業の計画を練っていただかなといけないということで、仕様書等とか現地の説明の中では、こちらのほうでさせていただいて、実際に現地説明会では20社以上の方が見学には来られておりましたが、先ほど課長が説明しましたように応募的には2社しかなかったということで、そういう部分で市の主張というものは、かなりこちらからさせていただいた中で、応募がなされたという状況でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の続きのようなことなんですけども、市として考えている事業で、かな

り自主事業の、おそらく日程的とうことだとは思いますが、制約が入るといような意味で理解したんですけども、市としては、かなりこうこうこういような事業をこれぐらいの頻度で市として行うという構想は、すでにある程度固まっていると理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 庁舎の関係課ですね、体育館の公的計画の調整会議をさせていただいて、それをベースに仕様書を作らせていただいているので、市の公的利用計画も、かなり詰まってはきております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） さっきの運営上の関係なんですけども、黒字が出た場合の取り扱いをちょっと聞きたいんですけども、指定管理料に対して利益が出た場合の取り扱いがあると、ちょっと聞いたものですから、そこをちょっとご説明いただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 黒字が出た場合の考え方ですが、指定管理料に対しまして、指定管理料より10%を超える利益が出た場合に、その半分を市のほうに返していただくという形になります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第22号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第22号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定いたしました。

<可決 賛成5名 反対0名 午前10時17分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第23号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第23号「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定いたしました。

〈可決 賛成5名 反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第38号 太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 日程第3、議案第38号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(阿部宏亮) おはようございます。

議案第38号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、関係課といたしましては保育児童課、福祉課となりますが、私のほうから一括してご説明申し上げます。

議案書は95ページ、96ページ、条例改正新旧対照表は29ページとなっております。

条例改正新旧対照表の29ページをご覧くださいと思います。

第2条第1号の改正につきましては、保育所の施設整備に関する補助について、国の施設整備に係る交付金が、施設の老朽化に伴う増改築、大規模修繕等も対象となっており、本市においてもこのような事例が想定されることから、対象となる事業に追加し、「並びに」以降の部分について、対象となる事業を明記し、第2号として規定しなおしたものです。

次に第2号の改正につきましては、助成の対象の一つに「社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会」を定めておりましたが、この法第2条第3項第7号の事業を行うために要する費用となっておりましたが、この法第2条第3項第7号とは、第一種社会福祉事業や第二種社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業と限定的で狭義なものとなっておりました。今回、社会福祉法第109条にありますように本来の市町村社会福祉協議会が行う事業として捉え、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業へと対象事業を改めるものであります。

次に第3条の改正につきましては、第1号に規定しておりました交付金の名称及び補助の基準を削除いたしまして、規則に委任することとしたものです。

保育所の施設整備は、以前の次世代育成支援対策施設整備交付金から、時限的に子育て支援対策臨時特例交付金によって福岡県に造成された安心こども基金を活用して行われる特別対策事

業で実施してきておりましたことから、別に規則を定めて実施し、条例改正は行っておりませんでした。

しかしながら、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴いまして、保育所等整備交付金として、国直接の補助が実施されておりますので、条例の整備を行うものがあります。

なお、国の交付金の名称は、今後も変わる可能性があるため、規則においても個別の交付金の名称は規定せず、一般的な表現といたしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） いくつかわからないところがあるので、提案理由のところでは、「社会福祉法人への助成の手続き等の一部変更することに伴い」とありますけども、今言及されていた規則に関わるところで手続き等と含意されていたのかという疑問と、あと今回予算案の中に保育所の増改築の予定が入っているかと思えますけども、それを実現するにあたって、この条例が必要であったという事情があったのかどうかという点。とはいうのは、私がぱっと見た限りでは、法律のほうの改正と、この条例の改正の提案に 1 年ぐらいでしたか、少しずれがあるので、具体的な事情があって、今回提案せざる得ないと言うか、したほうが良いという判断になったのかという点をお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） まず、1 点目の手続きの方法になりますけれども、そちらのほうにつきましては規則のほうで様式等の整備をしております、規則に基づいて申請をしていただくようになっております。

次に、27 年度に実際に子育て支援新制度がスタートした時に、条例の改正をすべきであったのではないかというところですが、その点につきましては、県のほうで造成しておりました安心こども基金というのが、27 年度まで繰越して金額が残っておりますので、27 年度中の保育所整備につきましては、県の安心こども基金を利用して実際の整備をするようになっておりました。

その基金につきましては、今後は小規模保育事業のほうに回すということで、28 年度は国の直接の補助事業である保育所等整備交付金のほうを利用してくれという通知がっておりますので、そちらのほうを利用するようにしております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 確認ですけども、今までの助成の部分の実績に対して、この条例が施

行されることによって、当然対象が増えるというか範囲が拡大すると理解するんですけども、現状の予算の中で対応できると考えておるのか、それとも今後予算の増額を図っていくのか、基本的な方針だけお示してください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 平成28年度の当初予算で計上しておりますのは、既に実施を見込んでおります保育所の建てかえの分になります。今後、増改築等の案件がでてきた場合には、その都度補正予算で対応するという方法をとりたいと思っております。以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第38号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時26分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第6まで

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、議案第39号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第6、議案第41号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 議案第39号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第41号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」までを一括してご説明申し上げます。

まず議案第39号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につい

てであります。この度福岡県の乳幼児医療費支給制度の規定が改正され、平成28年10月から助成対象が拡大されることに伴いまして、太宰府市子ども医療費の支給に関する条例を改正するものでございます。

委員長にご許可をいただき本案件に関する資料をお配りさせて頂いておりますので、そちらの資料と新旧対照表でご説明申し上げます。

まず新旧対照表の30ページをご覧ください。

第2条であります。福岡県の規定では、これまで乳幼児医療という名称でありましたが、この度子ども医療と名称が変更され、それに伴いまして言葉の定義等が改正され、福岡県からの条例準則の改正通知にあわせて改正するものでございます。

次に第3条につきましては、生活保護法の法律番号の記載と3歳以上小学生以下の子どもで重度障害者医療助成の受給者の場合、子ども医療の対象外とする規定であります。

第4条につきましては、子ども医療の助成内容の拡大に係る分でありまして、こちらにつきましては本日お配りしております資料のほうが分かりやすいと思っておりますのでこちらをご覧ください。

この表の見方でございますが、左側が現在の制度で右側が本年10月1日から拡大します助成内容となっております。黄色の部分が市の独自助成でありまして、赤文字の部分がこの度拡大する部分となります。これまでは助成がありませんでした、小学1年生から6年生までの通院につきまして、本人負担が月1,200円までとなり、中学生に関しては市独自助成として入院の場合、本人負担が月3,500円までとして新たに助成を行うものでございます。

新旧対照表に戻りまして32ページをお開きください。

第5条であります。こちらにつきましては、これまで3歳以降、更新等の手続きが必要でありましたが、対象者の利便性向上のため、今後は更新を省くこととする次第でございます。

第6条につきましては、重度障害者医療との重複該当者の場合、病院窓口で誤って子ども医療証を提示してご本人に不利益が生じることがないように、子ども医療証の交付をしないものであります。

施行時期であります。福岡県にあわせ本年10月1日からの施行としております。

続きまして、議案第40号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

この度、福岡県におきまして、ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例準則の改正通知がありましたので、その改正内容に併せて改正するものでございます。

新旧対照表の33ページをお開きください。

ひとり親家庭等医療助成対象の所得基準は、児童扶養手当法に準拠しておりますが、これまではその基準となる金額を「超える」場合対象とならないとなっておりましたが、その金額「以上」の場合対象とならないと改正するものであります。また、第4条につきましては、保険の名称等が現在は、全国健康保険協会となっておりますので、現状に併せて改正するものであります。

施行時期でございますが、福岡県の通知どおり、本年10月1日からとしております。

続きまして、議案第41号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

新旧対照表の35ページをお開きください。

昨年12月議会におきまして、国民健康保険税率の改定について議決をいただきまして、平成28年4月から国保税を改定いたしますが納付金額が増えますことから、被保険者の方が国民健康保険税を少しでも納めやすくするために、現在8期の納期を1回増やして9期に変更するものであります。

新旧対照表の第12条になりますが、現在国民健康保険税は、6月から翌年1月までの8期で納付いただいておりますが、これを6月から翌年2月までの9期で納付いただくように変更するようにしております。

施行時期は本年4月1日からとしております。

説明は以上であります。ご審議の程よろしく申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第39号について質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） いただいた資料の本人負担額についてなんですけれども、近隣市町とどのくらい違うのか、自治体によって負担額が違っていると聞いてるんですけども、そこら辺の違いとかはどうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 今、ご指摘がありましたように筑紫地区でも、その内容について若干違いがございます。

那珂川町さんにおきましては、私が現時点で把握している限りの情報でございますが、自己負担が現在のところありません。ただし、通院等について小学生の通院等が拡大されますので、それについては自己負担等も検討されているということでお聞きしております。

あと、ほかに3歳から小学校の入学、就学前ですね、こちら太宰府市におきましては月600円の個人負担ということで予定しておりますが、これにつきましても筑紫地区でも、今のところ大野城市さんと筑紫野市さんが600円と太宰府市と同じということで聞いております。

ちなみにここは黄色で塗ってありますが、これは福岡県におきましては、ここは800円ということになっております。したがって差額200円については太宰府市の独自助成となりますので、黄色で塗らせていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今までも、市独自で取り組んでこられた部分もあるかと思いますが、今度県の制度になるということですが、それに関連してお伺いしたいのが、これまでの現物給付に対して国からのペナルティがあったと思います。平成25年度の私が手元にもっております資料でも太宰府市1,080万円ほどのペナルティがあったわけですが、この当然ペナルティが県の制度になることの兼ね合いからいえば、国からのペナルティなくなるというふうに考えるのですが、その辺はまず認識間違いないのかということと、この1,000万円近くのペナルティが財源といいますか、そういった部分で今までなかった分が増えるというふうに認識、ペナルティの部分が減らされてた分が減らされなくなるというふうに認識するんですけども、そういった部分の財源の使い道とか何か考えているのかお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今、議員が言われた問題、国民健康保険のですね、この子ども医療に対する減額がずっとなされてきました。これまでも市長会を通じて、現在の子育て支援策に対して逆行しているということで強く国のほうにも申し出をしておりました。今般国のほうでも国民健康保険の国庫負担金を減額している、いわゆるペナルティ的な部分について見直しを行うというふうになっております。

目的につきましては自治体の財政負担を減らしまして、子育て支援などの人口減少抑制に向けた取り組みということで検討をしております。

先ほど言いましたように、全国市長会などにおきまして少子化対策に矛盾するということで強く廃止を求めておりましたので、そういうふうな今後ペナルティが減額されるというふうに認識をしております。

まだ決定ではございませんけども、そういう方向であるということでございます。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 補足してご説明させていただきます。

今、市民福祉部長が説明しましたとおり、現在国の厚生労働省のワーキンググループ等で議題が上がって検討はされておりますが、これを廃止するという決定は今のところ出ておりません。

したがって、先ほど藤井委員のほうから、ご質問がありましたペナルティがなくなった場合の財源の使い道の予定というところは今のところ検討はしておりません。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 要望ですけども、この動向がわかり次第ですね、仮にペナルティがきちんと廃止になって、財源的な見通しがたった場合については、市独自の更なる助成の部分を検討していただきたいと、これは要望に留めます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第40号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 次に、議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第39号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時38分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) 次に、議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第40号「太宰府市ひとり親家庭等の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時39分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) 次に、議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第41号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原



案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 議案第42号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第 7、議案第42号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 議案第42号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

議案書は104から105ページ、新旧対照表は36から37ページでございます。

本日許可をいただき、資料を配布させていただいておりますので、新旧対照表と資料で説明させていただきます。

今回の改正ですが、主に条例第 5 条の 2 に、一般廃棄物の処理に関しての手数料として定めております、指定袋及び指定シールの規定について見直しを行うものでございます。

改定の主な理由といたしまして、平成 28 年 4 月から福岡市、春日市、大野城市、那珂川町と本市で構成する福岡都市圏南部環境事業組合におきまして、可燃ごみの共同処理が開始されます。そのことから、組合構成他市町と袋のサイズや料金の均衡を図るものでございます。

また、平成 27 年 4 月からペットボトル・白色トレイを委託処理から資源物として有価売却する方法へ変更したことにより処理経費が不要になりました。さらに議会において可燃ごみ袋の中サイズや単身者向けの小サイズ袋の導入についてご質問やご要望も上がっていたところであり、全体的に袋の種類や容量、料金の見直しを行っております。

それでは改正内容について、資料を使ってご説明いたします。朱書きの部分が今回見直しする箇所でございます。下に改定ポイントということで書いておりますので、こちらとあわせてご覧いただきながらお聞きください。

まず、家庭用の可燃ごみ袋ですが、大小の 2 サイズから、大中小の 3 サイズに変更します。容量としましては 45 リットル、30 リットル、15 リットルの 3 種類になります。この際、現在の 25 リットルの小袋の容量を 30 リットルにして中袋といたしまして、少量排出世帯のニーズにこたえるために 15 リットルの小袋を追加するというようにしています。

それから次に事業所用の可燃ごみ袋につきましては、構成他市町との料金の均衡を図るとともに、排出抑制を目的といたしまして、容量を80リットルから70リットルに変更いたします。これは南部環境事業組合の構成他市町と同サイズになります。

あわせて、改定ポイントの 2 のところに書いてありますとおり、燃えるごみ袋の料金単価を南部環境事業組合の構成他市と同額の、家庭用 1 リットル当たり 1 円、事業所用 1 リットル当たり 2 円に改定いたします。これにより、家庭用大袋は値上げになりますけれども、逆に中袋は容

量が大きくなって料金は変わらないため実質値下げという形になりますので、ごみ減量に取り組んでいただいて大袋から中袋へ移行していただくような動機づけとしていただきたいと考えております。

続きまして、ペットボトルと白色トレイ専用袋につきましては、先ほどご説明しました経費の削減ができましたことから、実質の袋の製造費用、及び事務手数料等の実費分という形になりますが、家庭用1枚20円、事業所用1枚30円に引き下げます。

次に、粗大ごみシールにつきましても、南部環境事業組合構成市町はいずれも500円もしくはそれ以上の料金設定でございますけれども、本市は現行税込324円ということで大分差がありますので、均衡を考慮しまして500円に改定いたします。

また、平成24年度からせん定枝の分別収集モデル事業ということで、せん定枝を分別収集する事業を進めております。かなりたくさんの方が利用がございまして、モデル事業としてやっている方法として、せん定枝を出すときは粗大ごみシールを袋に貼っていただくとする方法でやってきております。これがかかなり浸透してきておりますことから、粗大ごみシールとせん定枝葉用シールを共用シール、1枚で両方使えるシールということにさせていただいて、同じく料金を500円とさせていただきたいと思っております。

最後に、現在ごみ処理手数料としての指定袋・指定シールの金額は消費税を含まない額として条例に規定させていただいております。しかし県内の多くの自治体が税込額を手数料としてまして、福岡都市圏南部環境事業組合の構成他市町も本市以外はすべて税込手数料になっております。そこで本市も消費税を含んだ額をごみ処理手数料とすることといたします。この結果、店頭での販売価格がそのまま市の手数料収入となります。こちら、表で見させていただきますと、現行の税込の金額と見直し案の税込の金額を比べていただくと、上がる場所と下がる場所を確認していただければと思います。

なお、改定期日につきましては市民の皆様や事業所等への周知期間を考慮し、平成28年10月1日を予定しております。今後、隣組回覧や広報だざいふ、ホームページなどで周知を行ってまいります。

また、条例改正案の附則第2号に経過措置として記載しておりますとおり、改正前にご購入いただいた指定袋・指定シールは施行期日以降もそのまま使用していただくことができますので事前に購入いただくことも可能でございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 移行措置があるということで、現行のものが使えるということで、粗大ごみのシールが結構な値上げになるので、なんて言うのでしょうかね、かつてのトイレットペーパー

一のようなこと・・・ないわけでないかもしれないと思うのですが、印刷が例えば間に合わなくなった時とか、なんかそのような事情を想定したりしているのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 平成28年度の予算で、共通シールの印刷製本費を要求させていただいております。

例年、コストを考慮しまして大体3年分ぐらいはまとめて作りますので、もし皆さんが、もの凄く買い溜めされたとしても、それでなんとか今年度中は対応できるかなと思います。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 同じく粗大ごみの部分なんですけども、これが正直賛否悩んでいるところでもあるんですけども、粗大ごみのシール、以前にも予算委員会だったか決算委員会だったかでもお話しさせていただいた時に、大体今一世帯当たり年間どれぐらいの利用があるのかという、そういう計算とかされたことはありますか。大体、必要に応じてシールを買われて、ごみを出されていると理解はしてますけど、大体それが年間1枚なのか2枚、3枚あれば多いのかなというようなやり取りをした記憶はあるのですけれども、現状、そういった点は、今回の改定にあたってですね考慮というか検討はされたのか、お聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 粗大ごみにつきましては大体年間で1万件程度出ます。

頻繁にご利用される方と全く使われない方というのが確かにいらっしゃいますが、1世帯でどれぐらい使われているのかというのは、今のところちょっと掴んではおりません。ただ、一度につき粗大ごみは5個までという、数量の制限をかけておりますので、一月に一番多い方でも5枚ということになります。以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） それともう一点は先ほどの説明でもありましたけども、要は移行期間があるということで料金改定前に購入されたものは使えるということでしたけども、購入されてなくて店頭にあるもの、9月30日まで店頭にあるものの代金といいますけね、どういうふうになるのか。1回店頭から引き上げる形になるのか、それとも何か違う対応をされるのか、そういったところの対応がスムーズに行くように必要性をとることがあるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 店頭での販売につきましては、今消費税を販売の段階で添加して出させていただいておりますので、今度は消費税込の金額になりますので、いわゆる販売価格の表示ですね、それを変更していただくだけでいいことになります。料金が変わらない分につきましてはですね。

料金が変わる分についても店頭の価格表示を変更していただくのと、サイズが変わる分につき

ましては引き取りをいたします。ですから、可燃ごみの中袋ですとか、事業所用の可燃ごみの特大袋については容量が変わりますので、9月30日で引き取って新しい物を出していただくような形にします。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 粗大ごみは500円なんですけども、それ以外は大きな値上げというのは見られないようなんですけども、事業系とか下がったようなものもありますが、特に市民の方とか事業者の方から反応があるというのは今のところ考えなくてよろしいんですかね。

○委員長（小島真由美委員） 生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 比較表を見ていただくとわかると思うのですが、実際に上がるのは可燃ごみの大袋と粗大ごみ・せん定代シールですね、事業所用の特大袋は販売価格としては下がりますけども、袋としては小さくなります。

上がる部分となると可燃ごみ大袋と粗大ごみ・せん定代シールだけ、あとは消費税分を中に取り込みますので、実際の販売価格としては消費税分だけ値下げになるので、事業所さんにつきましては、逆に買い控えが出るかなというふうに思っております。ご家庭用は今回価格の改定というのは平成4年に有料指定袋導入から初めて行いますので、皆様がどういうふうに反応されるかといのはあるのですが、消費税の改定の時に大体皆様改定前に買い溜めをされますので、そういう動向を見ながら袋の枚数は準備していきたいというふうにおもっています。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 自治協議会への説明とあるんですけども、それから先が恐らく自治会とおして市民の方に回覧とか行くと思うんですけども、そこら辺の最終的な市民への徹底ですね、そこら辺をどういうふうに考えているか説明をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） まず、その下の見直しスケジュールに書いてあるとおり4月に自治協議会のほうにご説明させていただいて、隣組回覧を今回議決された後に4月の隣組回覧でさせていただく予定にしております。それから広報、ホームページには5月に掲載させていただきまして、それから9月までの間に、一応ここでは9月にもう一度隣組回覧、広報というふうにしておりますけども、できれば間にもう1回ぐらい入れさせていただければなというふうには思っております。

それと販売店さんのほうにつきましては3カ月ぐらい前に、一度平成19年に事業系の改定をしました時に、3カ月ぐらい前に通知をさせていただいて説明をさせていただいておりますので、こういうふうなスケジュールでいかしていただきたいと思っております。また、住民の方が集まれる集会ですとか会合とか、そういうところなるべく行ってですね、こういう改定を今度いたしますと説明に行かせていただければなというふうに思っております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今回のごみ袋の処理手数料改定なんですけども、それにあわせてですね、それこそ今ごみ処理にかかっている経費とかですね、当然ごみは削減していかないといけないとしっかり伝えて欲しいところなんですけども、それもあわせて伝えていただければ非常に効果上がるんじゃないかと思います。お願いします。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。
船越委員。

○委員（船越隆之委員） 事業所ですね、可燃ごみの特大が容量が下がってますけども、事業所辺りでは特大を使う比率が少ないんですか。
なんか、意図があってされたんですか。

○委員長（小島真由美委員） 生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 事業所さんのほうはどちらかというと大サイズですね、この下の大サイズを使われる枚数のほうが多いです。特大袋は縦横90cm×90cmというかなり大きなサイズですので、それに事務系の事業所ですと、そんなに大きなごみが入っても扱いはしにくくないとは思いますが、かなり大きな袋ですので、主に販売枚数としては大袋のほうが多いですね。

特大袋については、これ70リットルと容量で記載しておりますけども、大きさとしましては横幅が5cmづつ小さくなると、そういう袋になります。それでもかなり大きな袋ですので、そこまで支障がないのではないかなと、私たちは思っております。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） あまり頻度的に使うのが少ないのであれば特大はやめても差し支えはないような気がしますけど、そこまで大きくて使い勝手悪いということであれば、大のほうに一本に絞ってですね、そのやめても差し支えがないような、お聞きして考えがでたんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） そのあたりは今回改定しまして、事業所さんあたりのご要望とかですね、聞いていきながら、そういう方向に進めたほうがよければ、検討はしていきたいと思えます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） この議案につきましては賛成の立場で討論させていただきますが、引き上げになる部分も含まれておりますけども、今の質疑もおしまして、各種袋の引き下げによって利益を受ける市民も多いと判断しましたし、私も引き下げを求めた立場でもありますので、本提案には賛成を表明いたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第42号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時59分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここで、11時10分まで休憩をいたします。

休 憩 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時10分

日程第8 議案第43号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（小島真由美委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（大塚スポーツ課長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 先ほど木村委員さんの質問に誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきます。

指定管理料の黒字の部分の取り扱いですが、指定管理料の5%までの収益につきましては指定管理者のほうで、その料金については収入として得ると。その5%を超えた額についての50%を市のほうに返していただくという形になりますので、ここで改めて訂正をさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） それでは進めます。

日程第8、議案第43号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連のある項目とし別の補正項目についてあわせて説明したほうがわかりやすい項目については、同時に説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい関連のある補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書16、17ページをお開きください。

2款4項1目、職員給与費、及び住民基本台帳事務費について説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（行武佐江） 市民課所管の補正予算について ご説明いたします。

説明の都合上、まず歳出からご説明します。

補正予算書 16、17 ページ。細目 001、職員給与費 164 万 8,000 円につきましては、平成 27 年度人事院勧告に伴い、平成 27 年 4 月 1 日に遡って職員の給料表の改定、勤勉手当の 0.1 月分の増額及び地域手当 5%を 5.5%とする前倒しを行うことによるものです。

同じく細目 991、住民基本台帳事務費 1,184 万 3,000 円につきましては、昨年 10 月にスタートしましたマイナンバー制度により、通知カード、個人番号カードの作成などを委託しております地方公共団体情報システム機構に対し負担金として支払うものです。

関連して、歳入のご説明をいたします。補正予算書の 10、11 ページをご覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、2 節戸籍住民基本台帳補助金、社会保障・税番号制度事業費補助金 1,184 万 3,000 円につきましては、先に歳出補正予算としてご説明しました金額と同額が国から交付されるものです。

また、社会保障・税番号制度事務費補助金 361 万 1,000 円につきましては、人件費や郵便料などの事務費に対して交付されるものですが、国から 583 万 2,000 円の内示がありましたので、9 月補正させていただきました 222 万 1,000 円に追加して補正し、財源の更正をいたしております。

あわせて、補正予算書 5 ページ、「第 2 表、繰越明許費補正」の上から 7 行目、2 款総務費、4 項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号関連事業をご覧ください。

国では平成 27 年度に全国で 2,500 万枚の個人番号カードの発行を想定しておりますが、その数に達しなかった場合など、平成 27 年度補助金の執行残と平成 28 年度交付決定額の合計を平成 28 年度の事業費補助金とすることを想定しています。よって、福岡県企画・地域振興部情報政策課からの指示により、事業費補助金合計額 3,642 万 7,000 円から年度内に支出した 1,615 万 5,000 円を引いた残り 2,027 万 2,000 円について繰越明許補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に 18、19 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の職員給与費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 細目001職員給与費379万8,000円、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、ただ今、市民課長説明でもありましたとおり、いずれも平成27年度人事院勧告に伴いまして、平成27年4月1日に遡って職員の給料表の改定、勤勉手当の0.1月分の増額及び地域手当を現行の5%から5.5%に改定することによる増額補正です。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、同目、国民健康保険事業特別会計関係費について、説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 細目060国民健康保険事業特別会計関係費、28節、繰出金1億1,977万5,000円についてご説明申し上げます。

まず1項目目の国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金、1億145万9,000円の増額補正であります。内訳としまして、まず一つ目が、保険税軽減分としまして、低所得被保険者の保険税軽減により減収となる保険税を、県、市が3対1の割合で負担することとなっておりますが、県の分を含めた負担分として一般会計から国保特別会計へ繰り出している次第であります。平成27年4月に軽減対象が拡大されたことに伴い、国保特別会計への繰出金が2,453万7,000円増となるものです。

2つ目が、保険者支援分として、低所得世帯が多い国保の財政基盤の強化及び保険税負担の平準化に資するため、一定の率に基づき国、県、市が2対1対1の割合で負担することになっておりまして、国、県の分を含めた負担金として一般会計から国保特別会計に繰出しをしている次第でございます。この度、支援金の基準が拡大されたことによりまして、国保特別会計への繰出金が7,692万2,000円増となり、この2つを併せまして1億145万9,000円の増額補正を計上させていただきます。

なお、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

14款1項1目民生費国庫負担金、3節保険基盤安定制度負担金ですが、保険者支援分の国の負担分として3,846万1,000円、次の12ページ、13ページをお開きください。15款1項1目民生費県負担金、3節保険基盤安定制度負担金ですが、保険税軽減分及び保険者支援分の県の負担分として3,763万2,000円を計上しております。

戻りまして18ページ、19ページをお開きください。

次に2項目目の国民健康保健事業特別会計繰出金1,831万6,000円の増額補正であります。要因として2つございます。まず1つ目の要因としまして、国民健康保険は、医療費水準が高く

低所得世帯が多い国保の構造的問題によりまして、保険者の責めに帰することができない事情による国保財政の負担増に対し、一般会計から国保会計に繰出す財政安定化支援事業という制度がありまして、この度、低所得世帯や高齢者の構成割合を基に繰入基準額が確定したことによりまして1,706万6,000円増額するものでございます。2つめの要因としまして人事院勧告に基づく給与改定によりまして、職員給与費の増額に係る125万円の増額でございます。併せまして1,831万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、本歳出に係る歳入財源につきましては全て一般財源となりますが、財政安定化支援事業分につきましては、所要の地方交付税措置が講じられております。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 歳入と歳出の国保会計の出入りは一応理解できたのですが、税の軽減分を県と市で負担をする仕組みですか、どうしてそういう仕組みを作っているのかというのを、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 保険税につきましては7割、5割、2割軽減というのが所得の基準額によって制限制度が設けられております。当然ながら軽減された分については保険税は入ってこなくなりますので、低所得者が多い市町村、保険者のところについては保険財政が厳しくなってきます。それに対しまして国の制度、保健基盤安定基金制度として制定されております。

先ほど笠利委員のほうから県と市がなぜ負担をしないといけないのかということですが、形上は県と市が3対1、4分の3を県、4分の1を市が負担することとなっておりますが、この県の4分の3のところにもまたその半額を国が交付税措置等で負担しておりますので、実際のところ国、県、市が負担をしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） なかなかちょっと理解するのが難しいんですけど、この今回の繰出し金で平成27年度の単年度についての国保の赤字というのは補填された形になるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） この度、国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金、この部分が相当増えることによりまして、当然ながら国保財政のほうは潤うといえますか、歳入が増えるということにはなってまいります。しかしながら平成26年度決算におきまして、約ですけども1億7,000万円ほどの赤字がございます。仮に今回約7,000万円ほどここで増額いたしましたとしても、26年度の決算と比較しますと、まだ1億円ほどの赤字が残るのではないかなと考えておりま

す。

また、もう一つ国民健康保険の療養給付費、病院代ですね。被保険者の方が病院にかかって保険者が病院に負担する分ですけど、これ毎月毎月相当な金額が出ております。まだ確定しておりませんので、インフルエンザ等によって年度によって結構動きますので、1億円で済むかどうかというところは確定はしておりません。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 次に、同目、臨時福祉給付金等給付事業費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 細目991、臨時福祉給付金等給付事業費でありますけども、3節職員手当等から15節工事請負費までの事務関係費用としまして合計額1,373万2,000円と19節負担金、補助金及び交付金の年金生活者等支援臨時福祉給付金2億1,000万円につきましては、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち社会保障・税一体改革の一環として平成29年から実施されます年金生活支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施されるものであります。

支給対象者は、基準日を昨年の1月1日として、平成28年度中に65歳以上になる方で、なおかつ、住民税が非課税の方、住民税課税者に扶養されていない方、生活保護を受給されていない方となっております。

支給額につきましては、一人につき3万円で1回限りとなります。支給対象者数は、未申告者等もおられますことから住民税非課税者数の確定が困難ではありますが、概ね7,000人であると推計いたしております。

なお、支給時期につきましては、できる限り早期に支給するようにとのことではありますが、電算システムの構築関係との調整も必要となりますので、4月中旬から5月初旬の申請受付開始になるかと考えております。したがって、この給付事務につきましては、新年度にまたがってまいりますので、繰り越しにて対応することになります。

5ページの第2表をお願いします。

上から8行目、3款民生費、1項社会福祉費で臨時福祉給付金等給付事業として歳出額と同額の2億2,373万2,000円を計上させていただいております。

次に、この実施に要する費用でございますが、全額国の負担となります。歳入の10ページ、11ページをお開きください。上から三つ目の太枠のところですが、14款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金におきまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金

として2億1,000万円、臨時福祉給付金等給付事務費補助金として1,373万2,000円、それぞれ歳出と同額を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ひとつ気になったところがあるのでお尋ねするのですが、職員手当等が全て時間外勤務手当になっているというのは、どういう形でこういう名目になっているのかなど。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） こちらに要する事務につきましては基本的には派遣職員を委託という形でお願いしておりますけれども、当然ながら外部の派遣職員だけでは対応できかねますので、本市のほうの担当の係員がですね、5時以降に事務処理等の電算関係の業務等が発生しておりますので、計上させていただいております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 対象者が大体7,000人とお聞きしましたが、このお知らせする対象者はもっと広いんだと思うんですけども、それは65歳以上の方に送って自己申告的な形で大体7,000人ぐらいくるというような感じなのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 今年度、27年度につきましても臨時福祉給付金というのがあっておりますけれども、こちらの場合は住民税の非課税者が対象ということで年齢制限というのは特にありません。この対象者数も概ね市内で1万3,000人ぐらいではないかというところで、処理はしているんですけども、このやり方と一緒に、一応対象と思われる世帯のほうに全て申請書等をですね、お送りしたところで周知を図ってまいりたいと考えております。

後は、送られてきたところについてはですね、市のほうに申請をしていただいて、そこで対象者と本当にであるのかという判断で支給というような形になってまいりたいと思います。

なお、送られてこなかった家庭についてもですね、一応対象になるだろうと思われる方については、当然ながら市のほうにお問い合わせ等をいただければ、こちらのほうでご説明の上対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今言われました臨時福祉給付金ですね、これはある程度対象の方には行き渡ったのでしょうか、それとも行き渡っていないというような事例も見受けられましたか、この間の取組みで。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） こちらのほうにつきましては、すでに受付期間が終わっておりまして、全体的に終わっております。

一応、分母のほうがですね、非常に確定が難しいんですけども大体1万2,757人とあと実際に申請をされましたけど、要件に合わず不支給決定となった方が473人おられます。ですから、概ね1万3,100人ぐらいの方から申請がありまして支給決定については1万2,072の方が支給決定ということですので、不支給決定の470を除いたところ分母といたした場合には86.8%の方には支給ができたという形になろうかと思えます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、3款1項2目、介護保険事業特別会計関係費について、説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 細目番号061、介護保険事業特別会計関係費711万3,000円について、ご説明申し上げます。

今回、介護保険事業特別会計補正予算において、介護給付費の不足が見込まれるための給付費の増額補正と、人事院勧告に基づく職員人件費を補正計上しておりまして、それに対する一般会計からの繰出金を計上させて頂いております。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、3款1項4目、障がい者自立支援給付事業費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 細目030、障がい者自立支援給付事業費の20節扶助費の障がい者医療給付費250万円ではありますが、これは、12月補正において、今後予算に不足を生ずることが予測されましたことから2,420万円の補正をお願いしていたところですが、その後、更生医療の国民健康保険対象者分などで予測以上の伸びがっておりますことから、今回追加補正として計上させて頂いております。

なお、この歳出に関連する歳入財源につきましては、国、県の負担がありますので、10ページ、11ページをお開きください。

上から2つ目の太枠になりますけども、14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のところになります。国から事業費の2分の1相当額となります125万円を障がい者医療給付費負担金として計上いたしております。

次に、12、13 ページになりますが、上から2つ目の太枠になりますが、15 款1項1目民生費 県負担金、1 節社会福祉費負担金におきまして、事業費の県負担分としまして4分の1相当額になります62万5,000円を障がい者医療給付費負担金として計上いたしております。

次に、歳出の18、19 ページにお戻りいただきたいと思っております。

一番下のところですが、23 節償還金、利子および割引料、障がい者自立支援給付費国庫負担金精算金返還金995万3,000円とその下の障がい者自立支援給付費県費負担金精算返還金497万6,000円につきましてご説明申し上げます。

これは、障がい福祉サービスを提供しております小郡市の事業所に対しまして、福岡県が平成25年の12月13日付けで障害者総合支援法第50条第1項第3号及び第5号の規定、これは介護給付費等の不正請求に当たりますが、この条項に基づきまして指定障がい福祉サービス事業者の指定取消しが決定されましたことから、平成26年11月に本市関連分に当ります総額3,044万3,000円を当該事業所に請求いたしまして、既に全額返還してもらっているところであります。

この返還額につきましては、国費、県費の負担金も含まれておりますことから、それぞれに返還すべきものであり、平成26年12月定例会において補正予算として計上いたしておりましたが、当該年度中に、国県からの請求がありませんでしたので未執行となり、現在に至っていたところでございます。今回、県より国、県への返還請求がありましたので、再度予算計上のうえ、年度内に返還を行うものであります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、20、21ページをお開きください。

3款1項8目、後期高齢者医療関係費から9目、国民年金事務費までについてまで説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 細目060後期高齢者医療関係費、28節繰出金後期高齢者医療特別会計繰出金25万5,000円の増額補正についてであります。こちらにつきましては、先ほどから説明がっておりますが人事院勧告に基づく給与改定によりまして、職員給与費の増額に係る後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額であります。

次に細目001職員給与費22万3,000円の増額補正についてであります。こちら人事院勧告に基づく給与改定によりまして、2節給料7,000円、3節職員手当等3万3,000円、4節共済費18万3,000円増額するものであります。

また、細目060国民年金事務費、13節委託料43万2,000円の増額補正につきましては、国民年金の免除申請書の様式変更に伴いまして、システム改修の必要が生じたので電算委託料の増額をお願いするものであります。

なお、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。14 款 3 項 2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金、国民年金事務委託金としまして、歳出と同額の 65 万 5,000 円を計上しております。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、3 款 1 項 10 目、人権政策費の職員給与費について、説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 細目 001 職員給与費 142 万 2,000 円について、ご説明いたします。

本増額補正も同様に、平成 27 年度人事院勧告に伴い職員の給料表の改定、勤勉手当の 0.1 カ月分の増額及び地域手当 5.5%の前倒しを行うことによるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、3 款 2 項 3 目、教育・保育施設費の職員給与費、及び保育施設運営支援費について、説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 細目 001 職員給与費の 219 万円でございますが、平成 27 年度人事院勧告に伴い、平成 27 年 4 月 1 日に遡って職員の給料表の改定、勤勉手当の 0.1 月分の増額及び地域手当を 5.5%と前倒しすることによるものです。

次に細目 013 保育施設運営支援費の電算委託料 120 万 5,000 円でございますが、国の幼児教育無償化の取り組みで、保育所等の利用者負担軽減措置を実施することに伴い、子ども・子育て支援システムを改修することで、利用者負担額の決定が円滑にできるようにするために電算委託料を計上するものです。

この、利用者負担額の軽減につきましては、2 つの取り組みがございます。

1 つ目は、多子世帯の保育料負担軽減で、年収約 360 万円未満世帯について現行制度では、幼稚園については小学校 3 年生まで、保育所については小学校就学前までとされている多子軽減に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を完全実施するものです。

2 つ目は、ひとり親世帯等の保育料負担軽減で、同じく年収約 360 万円未満のひとり親世帯への優遇措置を拡充し、第 1 子の保育料を半額、第 2 子の保育料を無償化するものです。

これにつきましては、補正予算書 10 ページから 11 ページの歳入が関連しておりますので併せてご説明いたします。

14 款 2 項 2 目 2 節の児童福祉費補助金の 60 万 2,000 円でございますが、子ども・子育て支援システム改修にあたり、2 分の 1 の額の補助がございます。

なお、補正予算書 5 ページをお開きください。「第 2 表、繰越明許費補正」の 9 行目に計上しておりますとおり、今年度のシステム改修が困難であるため、次年度に繰り越しをさせていただいております。

説明は以上です。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、3 款 3 項 1 目生活保護事務関係費、及び 2 目生活保護費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 細目 060 生活保護事務関係費、23 節償還金、利子および割引料の生活保護費補助金精算返還金 29 万 7,000 円と生活扶助費等精算返還金 891 万円及び、次のページですが、介護扶助費等負担金精算返還金 403 万 4,000 円につきましては、いずれも前年度の支出額の決定に伴い、国庫負担金及び補助金額が決定したことによる精算に伴う返還金でございます。

なお、同様に精算に伴うものとして、追加交付もございます。

12、13 ページをお開きください。

一番下の太枠でございますが、20 款 4 項 1 目 1 節雑入の民生費雑入 823 万 4,000 円になります。これは、生活保護の医療扶助費に伴うもので、前年度の支出額の決定により、国庫負担分の精算交付金として入ってくるものでございます。

次に、22 ページ、23 ページのほうにお戻りいただきたいと思えます。

2 目扶助費、細目 060 生活保護費の 20 節扶助費、医療扶助費 2,000 万円ですが、この医療扶助費につきましては、高齢者や傷病の生活保護世帯数の増加と相まって伸びておりまして、12 月定例会におきましても 5,700 万円の補正をお願いしておりましたが、下半期のこれまでの伸び率が 12 月時の予測を上回った結果となり、再び予算の不足を生じることが予測されますことから、今回増額補正をお願いするものであります。

なお、本歳出に対します歳入財源につきましては、国庫負担がございます。

10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思えます。

上から 2 つ目の枠になりますが、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、6 節生活保護費負担金、医療扶助費負担金としまして歳出補正額 2,000 万円の 4 分の 3 に相当する 1,500 万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 先ほども12月の補正で以上の伸びだったということで、今回もそうですけれども、当初予算から比べると結局どれぐらい増えたという形になっていくのでしょうか。

当初予算の額と、それに対して補正で足さざる得なかった額。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 医療扶助費が当初予算 7 億9,000万円組んでおりまして、今回 8 億6,700万円になりますので、7,700万円の増ということになります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、4款1項1目保健衛生総務費の職員給与費、及び2目予防接種費について、説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 細目001職員給与費の80万9,000円の増額につきましては、平成27年度人事院勧告に伴い、平成27年4月1日にさかのぼって職員の給料表の改定など、先ほど説明されているとおりですが、増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、細目 053 予防接種費 500 万円の増額につきましては、13 節委託料、予防接種個別接種委託料の 500 万円の増をお願いするものでございます。これは、65 歳以上の高齢者のインフルエンザワクチン接種が昨年 10 月から始まりましたが、10、11 月の接種者が例年より 720 人ほど多く、またインフルエンザの流行が例年より遅いこともあり接種者の増が予想されたこと、それと、高齢者肺炎球菌予防接種につきましても今年、昨年に比べて増が見込まれることと、あとテレビCM、スポットCMと申しますか、それがまだ2月、3月も行うということで、私どもに通知が来ておりましたことから、テレビの影響も大きくて、テレビCMが流れると接種者が増えるという状況もございまして、それも含めまして今回予防接種費の増額をお願いするものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、4款2項1目清掃総務費の職員給与費について、説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 細目 001 職員給与費、職員手当等の 22 万 8,000 円の増額につきましては、平成 27 年度人事院勧告に伴い、平成 27 年 4 月 1 日にさかのぼって職員の給料表の改定勤勉手当の 0.1 カ月分の増額及び地域手当 5.5%の前倒しを行うことによるものです。以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、26ページ、27ページをお開きください。

10款1項5目、幼稚園就園奨励関係費について、説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 細目010幼稚園就園奨励費関係費、電算委託料の91万8,000円でございますが、先ほどご説明いたしました保育料の負担軽減と同様に「幼稚園就園奨励費システム」を改修することで、就園奨励費の決定が円滑にできるようにするために電算委託料を計上するものです。

これにつきましては、補正予算書 10 ページから 11 ページの歳入が関連しておりますのであわせてご説明いたします。

14 款 2 項 5 目 5 節幼稚園費補助金の 45 万 9,000 円ですが、幼稚園就園奨励費システム改修するにあたり、2分の1の額の補助がございます。

なお、補正予算書の5ページをご覧ください。「第2表、繰越明許費補正」の下から6行目に計上しておりますとおり、今年度中のシステム改修が困難であるため、次年度に繰り越しをさせていただきます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、28、29ページをお開きください。

10款5項1目、体育複合施設整備費について、説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 細目132、体育複合施設整備費の18節備品購入費、738万3,000円の減額について、ご説明いたします。

現在建設中の総合体育館は、空港周辺環境整備事業の対象区域であることから、総合体育館用として購入予定の備品のうち、同事業の趣旨に見合う備品の購入につきまして一般財団法人空港環境整備協会へ助成申請したところ、平成28年度分として交付の内示を受けましたので、当該事業費全額を平成27年度予算から減額するものでございます。なお、減額した予算につきましては、平成28年度予算として改めて計上しておりますので、予算書をご確認ください。

具体的な品目につきましては、卓球台、バドミントン及びソフトバレー用品、体力測定用備品等でございます。

関連しておりますので予算書5ページをお開きください。

この予算につきましては平成27年第3回定例会におきまして繰越明許の議決をいただいております。

りますことから、補正予算書5ページ「第2表、繰越明許費補正」の一番下の下段の変更の項で減額補正をいたしております。

説明は以上です。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今回の備品のほうがですね空港関連の補助が当たるという形で非常にいいことなんですけども、これ備品だけではなくてハードの建設とかも補助金が、あそこの地区はありはしないかと思ってたところなんですけども、それはさかのぼるのですけども、空港対策のメニューとしてどうなんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 所管のスポーツ課ではありませんけども、この空港騒音対策の担当として補助金の窓口でありますので、私のほうから回答させていただきます。

空港整備事業につきましては、ハード部分は基本的に対象になりません。備品ですとか、用具類、それから環境整備に関わるものというのが対象になりますので、建設費用とか工事費用というものについては整備するための工事でしたら対象になりますけども、いわゆるああいう施設の本体を整備するのは対象になりません。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、次に「第2表、繰越明許費補正」の審査に入ります。

5ページをお開きください。

「自治基本条例関連事業」について説明を求めます。

地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 5ページ、「第2表、繰越明許費補正」自治基本条例136万9,000円について、ご説明申し上げます。

上から5行目、自治基本条例関連事業につきましては、去る平成27年10月27日に太宰府市自治基本条例審議会より答申を受けました。その後、市長を本部長といたします副市長、教育長、部長からなります協働のまちづくり推進本部や、関係課長で組織されます市民協働推進委員会、さらに全職員等で内容の精査等を行っているところでございます。その結果、本年度予定いたしました逐条解説等の準備や市民向け講演会等が今年度間に合わない結果となってしまいましたので、その費用136万9,000円を翌年に繰り越したいことにしたところです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 年度内には間に合わなかったということなんですけども、いつ頃までとか
目途はたっているのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 今、現在行っていますのは、市民協働推進委員会、職員で構成して
います委員会ですけども、第2周に回りまして議会の責務等を行っているところでございまし
て、2月は週1回ほどやっております。

やっている条文は1条、2条、3条ぐらいまでが2時間の会議では精一杯でございますの
で、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。ただ、来
年度内には上程できるように準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） その他、当委員会所管分については歳出の際に説明を受けましたの
で、以上で「第2表、繰越明許費補正」の説明、質疑を終わります。

それでは、次に「第3表、債務負担行為補正」の審査に入ります。

6ページをお開きください。

「健康診査等委託料」について説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 「第3表、債務負担行為補正」の表の一番上ですね、健康診査等
委託料でございますが、これは、市民の方の一般健康診査、各種がん検診等の健診業者との委託
契約が今年度で期間満了となりますことから、本年度中に平成28年度から平成30年度までの3カ
年間の締結をさせていただくため年額で2,597万1,000円、3カ年分の限度額としまして7,791万
3,000円を計上させていただくものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で「第3表、債務負担行為補正」の説明、質疑を終わります。

これで議案第43号の当委員会所管分について審査を終えますが、質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで説明、質疑を終わります。

討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第43号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時59分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第44号 平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第10 議案第45号 平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第9、議案第44号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」、及び日程第10、議案第45号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

補正予算書32ページから51ページでございます。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(高原 清) 議案第44号、及び議案第45号について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第44号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」でございますが、補正予算書33ページをお開きください。

歳入歳出総額にそれぞれ125万円を追加し、予算総額を100億8,398万3,000円にお願いするものでございます。

歳出からご説明いたします。補正予算書40ページ、41ページをお開きください。

1款1項1目、細目001職員給与費、3節職員手当等125万円の増額補正につきましては、先ほど一般会計の繰入金においてもご説明しましたけど、人事院勧告に基づく給与改定による増額補正でございます。内訳としまして職員手当等が111万5,000円、退職手当組合負担金が13万5,000円の増額の補正をお願いするものでございます。なお、本歳出に係る財源としまして、補正予算書38ページ、39ページをお開きください。8款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金として同額の125万円を計上しております。

戻りまして、補正予算書40ページ、41ページをお開きください。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費6,000万円、及び7款1項1目高額医療費共同事業拠出金5,852万5,000円の特定財源から一般財源への財源更正でございますが、このことにつき

ましては、補正予算書 38 ページ、39 ページをお開きください。

まず特定財源の減額に係る分でございますが、歳入の 3 款 1 項 1 目療養給付費交付金、1 節現年度分退職者医療費交付金 6,000 万円の減額についてでございますが、社会保険等の被用者保険加入者が、会社等を退職して国保に加入されることによりまして、国保の財政を圧迫することとなるため、被用者保険から国保に交付金が支払われています。これまで 60 才から 64 才の退職後国保加入者が対象となっていました。制度改正に伴い、平成 27 年度に退職された被保険者から退職者医療の対象とはならなくなったため、対象者が減少し、そのため交付金が減額となる見込みとなりましたので、減額補正をお願いするものでございます。

また、6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金、1 節高額医療費共同事業交付金 5,852 万 5,000 円の減額であります。高額療養費共同事業につきましては、各都道府県の国民健康保険団体連合会を実施主体として、高額な医療費の発生による国保財政の負担、この削減を図るため、各保険者からの拠出金を財源としまして、レセプト 1 件当たり 80 万円以上の給付に対し一定の割合で交付金として交付される制度でございます。当初予算策定時点の想定より交付金が減額となる見込みとなりましたので、この度、減額の補正予算を計上するものであります。

次に一般財源の増額に係る分でございますが、8 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定制度繰入金（保険税軽減分）2,453 万 7,000 円の増額補正でございますが、一般会計の繰出金で説明しましたとおり、低所得者の国民健康保険税軽減に伴う保険税減収分に対する国保会計への繰入金でございますが、軽減対象が拡大されましたので、その保険税減収分として繰入するものであります。

その下、2 節保険基盤安定制度繰入金（保険者支援分）7,692 万 2,000 円の増額補正につきましても、一般会計で説明しましたとおり、この度、支援金の基準が拡大されたことによりまして、一般会計からの繰入金が増額となった次第でございます。

その 2 段下の 5 節財政安定化支援事業繰入金 1,706 万 6,000 円につきましても、一般会計の繰出金での説明のとおり、この度繰入基準額が確定したことによりまして、増額となった次第でございます。以上が歳入歳出であります。

続きまして、第 2 表債務負担行為についてご説明いたします。

補正予算書 35 ページをお開きください。

特定健康診査等委託料につきましては、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 カ年契約を平成 27 年度中に契約を締結させていただくため 1 年あたり 2,437 万 5,000 円、3 年分といたしまして、限度額 7,312 万 5,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

なお、42 ページ、43 ページに給与費明細書を付けておりますのでご参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第 45 号「平成 27 年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」につきましてご説明いたします。

補正予算書 45 ページをお開きください。

歳入歳出総額にそれぞれ 25 万 5,000 円を追加し、予算総額を 11 億 4,025 万 9,000 円に願  
いするものでございます。

歳出からご説明させていただきます。補正予算書 48 ページ、49 ページをお開きください。

下の段歳出の 1 款 1 項 1 目、細目 001 職員給与費 25 万 5,000 円の増額補正につきましては、  
先ほど一般会計の繰入金においてもご説明いたしましたが、人事院勧告に基づく給与改定により  
ます増額補正であります。内訳としまして 2 節給料 1 万 6,000 円、3 節職員手当等 19 万  
7,000 円のうち職員手当等が 13 万 7,000 円、退職手当組合負担金 6 万円、4 節共済費 4 万  
2,000 円の増額補正をお願いするものであります。なお、本歳出に係る財源といたしまして、上  
の段の歳入 3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節事務費繰入金として同額の 25 万 5,000 円を計上  
しております。

なお、50 ページ、51 ページに給与費明細書を付けておりますのでご参照くださいますようお  
願いたします。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第44号について質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 単純な質問なんですけども、給与費明細書で、その他の特別職がこちらだ  
け10名というふうになってるんですけども、具体的にどういう職種の方なのかなということをお  
教え下さい。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） こちらにつきましては、太宰府市国民健康保険運営協議会の委員さん  
でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第45号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第44号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第44号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後12時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第45号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第45号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後12時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第46号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第11、議案第46号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

補正予算書52ページから65ページでございます。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 議案第46号でございます。まず、補正予算書53ページをご覧ください。

「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、保険事業勘定についてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4,648万8,000円を追加しまして、歳入歳出予算総額を45億9,202万4,000円にお願いするというものでございます。

補正の内容は、大きく分けて人事院勧告に基づく職員給与費の補正と、不足する見込みの介護給付費の増額補正をさせていただくという、2点でございます。それでは、詳細な補正内容について62、63ページの事項別明細書の歳出から説明させていただきます。

歳出の1款1項1目一般管理費、事業細目001、職員給与費148万8,000円でございます。

職員手当等116万円及び共済組合負担金32万8,000円、この人件費の3月補正につきましては、平成27年度人事院勧告に伴い、平成27年4月1日にさかのぼって職員の給料表の改定、勤勉手当の0.1月分の増額及び地域手当5%を5.5%とする前倒しを行うことによるものです。

これらの歳出予算の財源としましては、補正予算書60ページ、61ページをご覧ください。一番上の7款1項4目その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金148万8,000円で全額対応しております。

戻りまして62、63ページの歳出をご覧ください。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助金及び交付金、事業細目001の介護報酬給付費1,500万円でございます。これは、在宅介護サービスであるディサービス、訪問介護、ショートステイなどの給付費が当初の見込みより今年度は増えているための増額補正でございます。

次に、5目の施設介護サービス給付費、19節負担金、補助金及び交付金、事業細目001の介護報酬給付費2,000万円でございます。これは、特別養護老人ホーム等の入所者に対する給付費が当初の見込みより今年度は増えているための増額補正でございます。

次に、9目の居宅介護サービス計画給付費、19節負担金、補助金及び交付金、事業細目001の介護報酬給付費1,000万円でございます。これは、要介護の認定をお持ちの方のケアプラン作成費が当初の見込みより今年度は増えているための増額補正でございます。

続きまして、これらの歳出予算の財源としまして、戻りまして58、59ページの歳入の欄をご覧ください。

歳出の給付費の国・県などの負担割合に応じて、上から1款1項介護保険料で特別徴収保険料988万2,000円と、普通徴収保険料109万8,000円、次の3款1項国庫負担金792万7,000円、3款2項国庫補助金117万円、4款1項支払基金交付金1,260万円、5款1項県負担金669万8,000円、7款1項一般会計繰入金562万5,000円に対応しております。

説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第46号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ



いて」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後12時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上で、当委員会に審査付託された案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午後12時15分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 28 年 5 月 20 日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真 由 美